

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和元年11月25日第28回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第1会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

永浜三津子・梶原誠・杉浦重喜・花野進
鳥居幸洋・石堂季男・鮫島安平・中崎和行
東道洋・濱脇嘉則

3. 欠席委員

浦元隆一・上妻廣美

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第4条申請について

日程 第5 議案第3号 農地法第5条申請について

日程 第6 承認第1号 農用地利用集積計画について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、第28回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。ここからは着席させていただきます。

本日は、3番委員、6番委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告をいたします。出席委員は12名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願いいたします。

(議長)座ったまま進行させていただきます。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、11番鮫島委員、12番中崎委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。

本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1頁をお開き下さい。議案第1号、農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転4件、筆数13筆、面積35,790㎡、田7,901㎡、畑27,889㎡。計、件数4件、筆数13筆、面積35,790㎡、田7,901㎡、畑27,889㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。ご審議の程、宜しくお願ひいたします。

(議長)順位1について、担当調査委員の1番永浜委員の説明をお願いします。

(1番委員)はい、1番永浜です。議案第1号順位1について説明をいたします。去る11月13日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇-1、地目畑、面積1,442㎡。同大字、字〇〇〇、地番〇〇〇、地目畑、面積1,193㎡です。譲渡人、住所 埼玉県〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇番地13、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が甥へ贈与、譲受人が叔父から受贈となっております。場所については、〇〇〇〇線の途中を左に50m進んだ三文路を右に100m進んだ道路を挟んで左右の二箇所でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願ひをいたします。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の1

番永浜委員の説明をお願いします。

(1番委員)はい、1番永浜です。議案第1号順位2について説明いたします。座らせていただきます。去る11月13日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇-2、地目畑、面積3,545㎡。同大字、字〇〇〇、地番〇〇〇-2、地目畑、面積7,467㎡。同字、地番〇〇〇-2、地目畑、面積3,453㎡。同字、地番〇〇〇-3、地目田、面積2,791㎡。同字、地番〇〇〇-1、地目畑、面積2,986㎡です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇番地13、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が息子へ贈与、譲受人が母から受贈となっております。場所につきましては、先程の順位1と近くの道路を挟んで左右の5箇所でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願ひいたします。

(議長)事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めまます。次に順位3について、担当調査委員の10番石堂委員の説明をお願いします。

(10番委員)はい、10番石堂です。議案第1号順位3について説明いたします。去る11月16日、午前8時より、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇-1、地目畑、面積1,271㎡です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇番地4、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡大となっております。場所につきましては、〇〇公民館から左手の方に〇〇〇〇神社があります。そこを100m行って、右側に下った所になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要

件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程、宜しく願いいたします。

(議長)ご苦労様でした。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)はい。説明の方で地目が畑と説明されていますが、実際には田です。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位4について、担当調査委員の5番杉浦委員の説明をお願いします。

(5番委員)はい、5番杉浦です。議案第1号順位4について説明いたします。去る11月24日、譲受人、〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇、地目田、面積3,609㎡。同字、地番〇〇〇-1、地目田、面積230㎡。同字、地番〇〇〇-1、地目畑、面積4,996㎡。字〇〇〇、地番〇〇〇-1、地目畑、面積1,075㎡。同字、地番〇〇〇-2、地目畑、面積1,732㎡です。譲渡人、住所 福岡県〇〇〇〇〇号、〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が弟への贈与、譲受人が経営開始となっております。場所については、増田線の〇〇〇から200m程海岸の方に下った左側が田で、右側に約20m行ったところが果樹園、その先50m程行った〇〇〇さんの家の裏がまた果樹園になっています。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程、宜しく願いいたします。

(議長)ご苦労様でした。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(1番委員)はい。

(議長)1番委員。お願いします。

(1番委員)はい、1番永浜です。申請理由が、譲渡人が弟への贈与となっておりますが譲受人が受贈でなく経営開始になっているのは何故ですか。

(議長)事務局。お願いします。

(事務局)はい、譲受人は新規就農者で、農地を受贈し農業を開始します。
申請書に合わせて経営開始としました。

(議長)他に質疑意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号順位1
から順位4については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。従って、議案第1号「農地法第3条申請
について」の所有権移転4件については、許可することに決定し
ました。

次に、日程第4、議案第2号「農地法第4条申請について」を
議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。6頁をお開き下さい。議案第2号、農地法
第4条申請の順位1について説明いたします。この案件につきま
しては追認案件となっております。申請人 ○○○○さん。住所
中種子町○○○○番地2。申請地、大字○○，字○○○，地番
○○○番，地目畑，地積3,289㎡。同字，地番○○○番地3，地
目畑，地積4,970㎡。同字，地番○○○○番4，地目畑，地積2
10㎡。同字，地番○○○○番5，地目畑，地積664㎡です。転
用目的といたしまして、その他（牛舎，堆肥場，資材置場，通行
路）となっております。申請人は，酪農業を営んでおります。事
業拡大に伴い牛舎，堆肥場，資材置場が不足しており，建築した
いというものです。土地利用規制等につきましては，都市計画区
域内，農振農用地内第2種農地（その他の農地）と考えます。棟
数・面積等につきましては，牛舎，堆肥場，資材置場，通行路と
して8,654㎡となっております。現在のままで利用するというこ
とで，資金については発生しておりません。委員の皆様のご審議
をお願いいたします。

(議長)次に，順位1について，担当調査委員の5番杉浦委員の説明を
お願いします。

(5番委員)はい，5番杉浦です。議案第2号，農地法第4条申請の順位
1について説明いたします。この案件につきましては，先般11
月11日午後2時10分より濱脇会長，石堂委員，松下推進委員，
事務局，申請人の姉 ○○○○さん立会いの下，現地調査を実施

いたしました。場所については、〇〇〇〇の中に隣接している土地であります。申請人は平成28年、父親から酪農業と酪農施設を受け継いでいます。父親が生前、畜舎及び堆肥場、資材置場、通行路として平成15年から建築しています。一部登記が山林という地番もありますが、現状は畑となっていたこともあり、4筆が違反転用であります。今回農地に建っている事が発覚し、指導を行い追認として許可を求めるものです。申請地周辺は、申請人所有の山林及び、宅地であります。転用によって被害を与える恐れはないと思われまます。資金計画については、現在の状態のまま利用するため、資金については発生しません。この案件に関して、農地法の許可を得ず建築してしまったことに対する理由書も添付されております。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われまます。委員の皆さんのご審議を宜しく申し上げます。

(議長) 現地に同行した委員・事務局から補足説明はありませんか。

(委員・事務局) ありません。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めまます。これから採決します。議案第2号順位1については、許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めまます。したがって、議案第2号「農地法第4条申請について」は、許可することに決定まました。

次に、日程第5、議案第3号「農地法第5条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、資料の7頁をお開き下さい。議案第3号、農地法第5条申請順位1について説明いたします。譲受人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地16。譲渡人、〇〇〇〇さん、住所 鹿児島市〇〇〇〇番〇〇-908号。申請地、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番2、地目畑、地積325㎡となっております。転用目的といたしまして、その他(貸し駐車場)となっております。申請理由といたしまして、申請地付近は駐車場の需要があるので、申請地に貸し駐車場を設置したいというものです。土地利用規制等につきましては、都市計画区域内の農振農用地外第2種農地(市街地近接農地)と考えまます。棟数・面積等につき

ましては、駐車場325㎡となっております。金融機関の残高証明書も提出されており、実現性はありと思われます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の11番鮫島委員の説明をお願いします。

(11番委員)はい、11番鮫島です。議案第3号、農地法第5条申請順位1について説明いたします。この案件につきましては、先般11月12日午後1時50分より、濱脇会長、石堂委員、山口推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施しました。場所については、〇〇〇〇から空港へ向かいますと〇〇〇〇集落ですけども、〇〇〇〇という〇〇店があります。その道反対側でございます。申請地付近は駐車場の需要があるので、申請地に貸し駐車場を設置しようというものです。申請地周辺は道路、宅地及び農地でもあり、また近くには町営・県営住宅も建っており駐車場の利用も多いと思われます。事業計画書及び被害防除の誓約書も添付されています、資金計画についても、金融機関の残高証明書も添付されています。現地で検討した結果、支障もないと思われます。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議長)現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に、順位2について、事務局からの説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の8頁をお開き下さい。議案第3号、農地法第5条申請順位2について説明いたします。譲受人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇番地2。譲渡人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇番地。申請地、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番1、地目畑、地積1,079㎡。転用目的といたしまして、その他(古物の保管分別場)となっております。申請理由といたしましては、申請人は古物の回収、保管及び処分を業としております。申請地を求めて回収した古物を保管、分別する場所として利用したいというものです。土地利用規制等につきましては、都市計画区域内、農振農用地外第2種農地(その他の農地)と考え

ます。棟数・面積等につきましては、古物の保管分別場として1,079㎡となっております。金融機関の残高証明書も提出されており、実現性はありと思われます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位2について、担当調査委員の11番鮫島委員の説明をお願いします。

(11番委員)はい、11番鮫島です。議案第3号、農地法第5条申請順位2について説明いたします。この案件につきましては、先般11月11日午後1時30分より、濱脇会長、鳥居委員、平山推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん夫婦立会いの下、現地調査を実施しました。場所については、〇〇〇集落内の入口に、元は〇〇〇〇〇〇とっておりましたが、古物商をしております〇〇〇〇〇さんの敷地があります。その敷地内の隣りでございます、申請人は古物処理業を営んでおります。回収した古物を保管、分別する場所として申請地を利用したいということです。申請地付近は道路、山林、雑種地です。被害防除計画も添付されており、資金計画についても金融機関の残高証明書も提出されています。現地で検討した結果、支障はないと思われます。委員の皆さんのご審議を、宜しく申し上げます。

(議長)現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位3について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の9頁をお開き下さい。議案第3号、農地法第5条申請順位3について説明いたします。この案件についても追認案件となっております。譲受人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇番地2。譲渡人、〇〇〇〇さん、住所 鹿児島市〇〇〇〇〇〇番地21。申請地、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番、地目畑、地積1,899㎡となっております。転用目的といたしまして、畜舎の建築となっております。申請理由は、申請人は酪農業を営んでおり、事業拡大に伴い畜舎が不足しており申請地に建築したいというものです。土地利用規制等につきましては、都市

計画区域内、農振農用地内第2種農地（その他の農地）と考えます。棟数・面積等につきましては、畜舎1,458㎡となっております。現在のまま利用するということで資金については発生しておりません。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位3について、担当調査委員の5番杉浦委員の説明をお願いします。

(5番委員)はい、5番杉浦です。議案第3号、農地法第5条申請順位3の現地調査について説明いたします。この案件につきましては、先般11月12日午前2時10分より、濱脇会長、石堂委員、松下推進委員、事務局、申請人の姉〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施いたしました。場所は、〇〇〇〇の中の隣接している土地となります。先程議案第2号順位1で説明しました案件と関連しております。申請人は平成28年、父親から酪農業と酪農施設を受け継いでいます。父親が生前、畜舎及び堆肥場、資材置き場、通行路として平成15年から建築し、申請地は平成17年ごろから平成18年末にかけて事業拡大に伴い畜舎を増築しております。申請地は、申請人の叔父の農地であります。今回農地だということが発覚し、指導を行い追認で許可を求めるものです。申請地周辺は、申請人所有の山林及び、宅地であります。転用によって被害を与える恐れはないと思われれます。資金計画については、現在の状態のままで利用するということで資金については発生いたしません。また、農地法の許可を得ず建築してしまったことについての理由書も添付されております。現地で検討した結果、支障はないと思われれます。委員の皆さんのご審議を、宜しく申し上げます。

(議長)ご苦労様でした、現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号順位1から順位3については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号「農地法第5条

申請について」は、許可することに決定しました。

(議長)次に、日程第6、承認第1号「農用地利用集積計画について」を議題とします。本案について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の10頁をお開き下さい。承認第1号、農用地利用集積計画について説明いたします。令和元年11月29日を公告日とする利用権設定、所有権移転3件、筆数3筆、貸借権1件、筆数3筆、面積12,861㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細については、11頁から16頁に添付してあります。なお利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員の退席)

(議長)これから所有権移転順位1について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。所有権移転順位1については、承認することにご異議ありませんか。

(議長)異議なしと認めます。したがって、所有権移転順位1については、承認することに決定しました。

(〇〇委員の入室)

(議長)次に、所有権移転順位2から、賃貸借権順位1について、審議を行います。

質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。所有権移転順位2から、賃貸借権順位1について、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画について」は承認することに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和元年第28回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

令和 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者